

東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度要綱

〔平成23年 3月15日〕

〔22産労金第1173号〕

改正	平成23年8月11日	23産労金第439号
改正	平成24年2月21日	23産労金第1263号
改正	平成24年3月30日	23産労金第1488号
改正	平成24年8月1日	24産労金第442号
改正	平成24年9月28日	24産労金第647号
改正	平成25年1月31日	24産労金第1053号
改正	平成25年3月22日	24産労金第1312号
改正	平成25年10月3日	25産労金第620号
改正	平成25年12月20日	25産労金第950号
改正	平成26年1月31日	25産労金第1085号
改正	平成26年5月21日	26産労金第234号
改正	平成27年9月30日	27産労金第620号
改正	平成27年12月11日	27産労金第989号
改正	平成28年2月15日	27産労金第1265号
改正	平成28年3月8日	27産労金第1372号
改正	平成28年6月1日	28産労金第302号
改正	平成28年6月14日	28産労金第376号
改正	平成28年9月21日	28産労金第867号
改正	平成29年2月24日	28産労金第1432号
改正	平成29年9月11日	29産労金第725号
改正	平成30年3月6日	29産労金第1513号
改正	平成30年4月27日	30産労金第182号
改正	平成31年3月19日	30産労金第1312号

1 総則

第1 目的

この要綱は、東京都と地域の金融機関とが連携して実施する金融支援に関する条例（平成21年東京都条例第39号）に基づき、東京都の区域内（以下「都内」という。）に事業の基盤を置き、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、東京都（以下「都」という。）と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

1 中小企業

次の各号に該当するもの

- (1) 個人事業者、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人、特定非営利活動法人、医業を主たる事業とする法人のいずれかであること。
- (2) 資本の額若しくは出資の総額（以下「資本金」という。）が3億円（小売業又はサービスを主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の法人又は常時使用する従業員の数（以下「従業員数」という。）が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービスを主たる事業とする事業者については100人）以下の法人及び個人事業者

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する法人（ア及びウについては特定非営利活動法人を除く。）及び個人事業者並びに次のエに該当する法人を含むものとする。

ア ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）であって、資本金が3億円以下又は従業員数が900人以下のもの

イ ソフトウェア業又は情報処理サービス業であって、資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下のもの

ウ 旅館業であって、資本金が5,000万円以下又は従業員数が200人以下のもの

エ 医業を主たる事業とする法人であって、従業員数が300人以下のもの

2 保証機関

この要綱に基づく融資制度（以下「本制度」という。）による融資実行の際に、取扱金融機関に対し保証を行う機関で、都が選定した第5に定める保証機関

3 取扱金融機関

本制度による融資の実行等を行う地域の金融機関で、第6に定める金融機関

第3 役割分担

本制度の実施に当たっては、都、保証機関及び取扱金融機関の協力により適正円滑を期するものとする。

1 都は、保証機関を選定し、別途協定等を締結するとともに、予算の範囲内において、次の各号の措置を実施することができる。

(1) 取扱金融機関に対する貸付原資の預託

(2) 取扱金融機関又は保証機関に対する損失の補助

2 保証機関は、取扱金融機関の中小企業に対する資金の貸し付けに対して、保証機関として審査を行い、保証機関における引受条件を充足していると認めた場合には債務の保証を行う。

3 取扱金融機関は、第1で定める目的を達成するために、都から貸付原資となる預託金を受け入れ、それを活用することにより、東京の地域経済を支える中小企業に対して円滑かつ低利な資金の貸し付けを適切に行うとともに、適正に債権の管理を行う。

第4 融資目標額及び貸付原資の預託

1 融資目標額

各年度の予算の定めるところによる。

2 貸付原資の預託

(1) 目的

都は、中小企業への円滑な資金の供給と低利な政策金利の実現を図ることを目的として、取扱金融機関に対し、貸付原資の預託を行う。

(2) 預託金額

預託金額は、各年度の予算金額の範囲内とする。

なお、各取扱金融機関への預託金額は、都が配分し、様式第1号「東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度に係る預託金の配分額の通知」により各取扱金融機関に通知するものとする。

(3) 預託金額の算出方法及び預託時期

取扱金融機関ごとの本制度における融資残高（過年度融資分を含む。）等に基づき額を算出し、各年度末（ただし、当該日が営業日でない場合にはその前営業日にこれを繰り上げる。）にて、各取扱金融機関に配分を行うものとする。

なお、預託金額の算定の基礎となる融資残高等の基準時点については各年度において別に定める。

(4) 預託金の管理、運用

都は、預託金の管理・運用について、取扱金融機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。

第5 保証機関

オリックス株式会社

全国しんくみ保証株式会社

第6 取扱金融機関

別表のとおりとする。なお、取扱金融機関において本制度に基づく融資を取り扱うことのできる本支店等は、原則として、都内に設置された本支店等とする。

第7 融資の対象

次の1及び2の要件を満たしているもの

ただし、各融資種別（オリックス株式会社保証付融資又は全国しんくみ保証株式会社保証付融資をいう。以下同じ。）につき別段の定めがある場合には、当該別段の定めが優先する。

1 基本要件

次の各号に該当する中小企業

- (1) 都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有しているもの
- (2) 法人税（個人については所得税）その他租税の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないもの
- (3) 中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種であるもの
- (4) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けているもの
- (5) 取扱金融機関と、一定期間取引を継続しているもの
ここでいう「一定期間取引」とは、申込時点において、申込先取扱金融機関による事業性資金に関する融資残高（貸付及び割引手形又は当座貸越その他の貸付に準ずる与信残高をいう。以下、本号において同じ。）があり、かつ、事業性資金に関する融資残高のある月が連続して12か月以上あつて、当該取扱金融機関に対する債務の履行遅滞がないことをいう。
- (6) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと

2 融資種別ごとに定める要件

融資種別ごとの融資対象の要件のとおりとする。

第8 融資の条件

融資条件は、次の各号のとおりとする。

ただし、各融資種別につき別段の定めがある場合には、当該別段の定めが優先する。

1 資金使途

融資種別ごとに定める。

2 融資限度額

融資種別ごとに定める。

3 融資期間

融資種別ごとに定める。

4 融資利率

固定金利とし、利率は下記のとおりとする（ただし、第7に定める融資の対象について、申込先取扱金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資要項第6Ⅳに定める経営支援融資（経営支援型）に関する融資残高がある場合には、別に掲げるとおりとする）。

ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、その条件の範囲内で融資利率の変更を認める。

(1) 条件変更により融資利率を引き下げる場合

(2) 条件変更により融資期間を延長する場合であつて、条件変更後の融資利率を、当初の融資実行日から条件変更後の完済予定日までの融資期間に対して、保証機関への条件変更依頼日時点のこの要綱で定めている融資利率条件の範囲内とするもの

融資期間	3年以内	年2. 4%以内
	3年超5年以内	年2. 6%以内
	5年超7年以内	年2. 8%以内

（第7に定める融資の対象について、申込先取扱金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資要項第6Ⅳに定める経営支援融資（経営支援型）に関する融資残高がある場合）

融資期間	3年以内	年2. 1%以内
	3年超5年以内	年2. 3%以内
	5年超7年以内	年2. 5%以内

- 5 返済方法
融資種別ごとに定める。
- 6 融資形式
融資種別ごとに定める。
- 7 信用保証
保証機関の保証を必要とする。
- 8 信用保証料
保証機関の定めるところによる。
- 9 保証人
融資種別ごとに定める。
- 10 物的担保
原則として無担保とする。なお、詳細については、融資種別ごとに定める。
- 11 旧債振替の禁止
中小企業は、原則として、本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等に対する債務の返済に充ててはならない。
ただし、本制度に係る既往債務を借換える場合（保証機関所定の書式にて完済の依頼があった場合に限る。）には、借換えるために取扱金融機関が融資した資金の一部を当該借換え対象の既往債務の返済に充てることができる。この場合において、借換え対象の既往債務残高は、融資限度額に含まない。

第9 融資申込受付機関

- 1 融資の申込先は第6に定める融資種別ごとの取扱金融機関とする。
- 2 中小企業が本制度による融資を申込みできるのは1金融機関のみとする。（ただし、当該金融機関から融資を受けることができなかつた場合には、他の取扱金融機関への申込みも可能である。）

第10 申込書類

融資種別ごとに定める。

第11 融資に関する事務処理

下記のとおりとする。

- 1 取扱金融機関は、審査の上、適当と認めた場合には、保証機関に保証依頼をする。
- 2 保証機関は、取扱金融機関から保証依頼のあったものを審査の上、審査結果を取扱金融機関及び都へ報告する。
- 3 取扱金融機関は、保証機関からの審査結果に基づき融資を実行する。
- 4 保証機関は、保証を付した融資に関する期中管理を行う。

第12 取扱金融機関からの報告

- 1 取扱金融機関は、毎月末日現在の本制度による融資の状況等を翌月20日までに都に報告するものとする。
- 2 その他、都が取扱金融機関に確認を求めた事項に関し、取扱金融機関は速やかに都に報告するものとする。

第13 保証機関からの報告

保証機関は、毎月末日現在の本制度に係る保証実行状況等を翌々月10日までに、毎半期末の保証実行後の状況を翌々月20日までに都に報告するものとする。

第14 指定の解除等

都は、取扱金融機関及び保証機関に、この要綱に違反する重大な違反行為があった場合、その指定解除その他必要な措置を講じることができる。

第15 その他

- 1 都は、本制度を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機関、保証機関に対

して融資業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。なお、貸付原資の預託又は損失補助を交付している機関に対しては、必要な指示をし、帳簿その他関係書類を調査することができるものとする。

- 2 この要綱と異なる条件（利率等）の融資が実行された場合、都は取扱金融機関に対して訂正を求めることができるものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 オリックス株式会社保証付融資

第1 目的

総則第1に定めるとおりとする。

第2 定義

総則第2に定めるとおりとする。

本融資における保証機関は、オリックス株式会社とする。

第3 融資の対象

融資対象の基本要件（総則第7の1）を満たす中小企業のうち、申込時点において、次の1から5を全て満たすもの

- 1 法人及び青色申告を行う個人事業主で、2期以上の決算を終えていること。（個人事業主から法人成りした法人については、それぞれの決算を合算して判定するものとする。）
- 2 代表者（個人事業主の場合は本人）の年齢が75歳を超えていないこと。75歳を超えているときは、後継者がいる先であること。
- 3 当該取引金融機関に対する債務の履行遅滞がないこと。
- 4 直近6か月以内に本制度での借入れをしていないこと。
- 5 その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

第4 融資の条件

1 資金用途

事業性資金

2 融資限度額

100万円以上2,500万円以内（10万円単位）

ただし、手形貸付の場合は100万円以上1,000万円以内（10万円単位）

なお、融資限度額には本制度に係る既往債務残高を含めるものとする。

3 融資期間

5年以内（据置期間なし）

ただし、取扱金融機関と保証機関が特に優良と認めた先については、7年以内も可とする。

4 返済方法

元金均等分割返済（据置期間なし）

ただし、手形貸付の場合は一括弁済とすることができる。

5 融資形式

証書貸付とする。

なお、融資期間が1年以内で取扱金融機関が認めた場合は手形貸付とすることができる。

6 信用保証

保証機関の保証を必要とする。

7 信用保証料

保証機関の定めるところによる。

徴収方法は、全期間分を一括前払いとする。

8 保証人

原則として連帯保証人を要する。この連帯保証人は、法人では代表者個人とする。ただし、個人事業主では原則として要しない。

9 物的担保

原則として無担保とする。

第5 融資申込受付期間

取扱金融機関の取扱開始日からとし、各年度末までに保証機関へ保証依頼をした案件を当該年度の対象とする。

第6 融資申込受付機関

総則第9に定めるとおりとする。

第7 融資申込みに必要な書類

下記のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び保証機関の審査及び第3に定める融資の対象に係る要件の確認等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

1 法人

- (1) 保証委託契約申込書 1部
- (2) 保証委託契約書 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（取扱金融機関所定のもの） 1部
- (4) 印鑑証明書（申込人及び連帯保証人のもので発行日より3か月以内のもの） 1部
- (5) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの） 1部
- (6) 法令等に基づき、取扱金融機関が本人確認を行った際の資料
（連帯保証人のもの） 1部
- (7) 税務署の收受印のある決算書の写し（原則直近2期分） 1部
※ 電子申告の場合は税務署の收受印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可
※ 特定非営利活動法人であり法人税の申告を要さない場合は不要
- (8) 納税証明書（その3の3及び法人税の納税地が都外である場合は都の事業税） 1部
- (9) 特定非営利活動法人である場合は、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する
事業報告書等（原則として所轄庁の收受印のある直近2期分） 1部
- (10) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号） 1部

2 個人事業主

- (1) 保証委託契約申込書 1部
- (2) 保証委託契約書 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（取扱金融機関所定のもの） 1部
- (4) 印鑑証明書（申込人のもので発行日より3か月以内のもの） 1部
- (5) 法令等に基づき、取扱金融機関が本人確認を行った際の資料（申込人のもの） 1部
- (6) 税務署の收受印がある確定申告書一式の写し（原則直近2期分） 1部
※ 電子申告の場合は税務署の收受印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可
「青色申告者…第一表、青色申告決算書」
- (7) 納税証明書（その3の2及び所得税の納税地が都外である場合は都の事業税） 1部
- (8) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号） 1部

3 全国しんくみ保証株式会社保証付融資

第1 目的

総則第1に定めるとおりとする。

第2 定義

総則第2に定めるとおりとする。

本融資における保証機関は、全国しんくみ保証株式会社とする。なお、全国しんくみ保証株式会社の再保証機関は株式会社オリエントコーポレーションとする。

第3 融資の対象

融資対象の基本要件（総則第7の1）を満たす中小企業のうち、申込時点において、法人、個人事業者のそれぞれの要件を全て満たすもの

1 法人の場合

- (1) 代表者の年齢は満25才以上で完済時75才以下であること。
- (2) 2期以上（個人開業からの法人化は、個人開業歴を含む。）確定申告又は事業報告等を行っていること。
- (3) 組合員歴又は預金取引が1年以上あること。
- (4) 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られること。
- (5) その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

2 個人事業者の場合

- (1) 満20才以上65才以下であること。
- (2) 同一事業を2年以上営み、1期以上確定申告を行っていること。
- (3) 組合員歴又は預金取引が1年以上あること。
- (4) 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られること。
- (5) その他、保証機関が定める条件を満たしていること。

第4 融資の条件

1 資金用途

運転資金・設備資金

2 融資限度額

50万円以上1,000万円以内

なお、融資限度額には本制度に係る既往債務残高を含めるものとする。

3 融資期間

5年以内（据置期間なし）

ただし、取扱金融機関と保証機関が特に認めた場合は、7年以内も可とする。

4 返済方法

元金均等分割返済（据置期間なし）

なお、取扱金融機関と保証機関との間で別の定めがある場合は双方の取り決めによるものとする。

5 融資形式

証書貸付とする。

6 信用保証

保証機関の保証を必要とする。

なお、保証の範囲は、残高の20%を基準とする。

7 信用保証料

保証機関の定めるところによる。

徴求方法は、一括先取方式とする。

8 保証人

原則として連帯保証人を要する。この連帯保証人は、法人では代表者個人とする。ただし、個人事業者では、原則として要しない。（ただし、保証機関が必要と認めた場合は連帯保証人を要する。）

- 9 物的担保
原則として無担保とする。

第5 融資申込受付期間

取扱金融機関の取扱開始日からとし、各年度末までに保証機関へ保証依頼をした案件を当該年度の対象とする。

第6 融資申込受付機関

総則第9に定めるとおりとする。

第7 融資申込みに必要な書類

下記のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び保証機関の審査及び第3に定める融資の対象に係る要件の確認等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

1 法人

- (1) 信用組合提携ローン借入申込書 1部
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書（取扱金融機関所定のもの） 1部
- (3) 法人印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの） 1部
- (4) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの） 1部
- (5) 法令等に基づき、取扱金融機関が本人確認を行った際の資料
（連帯保証人のもの） 1部
- (6) 税務署の收受印のある確定申告書一式の写し（原則直近2期分） 1部
「青色申告者…第一表、青色申告決算書」
※ 電子申告の場合は税務署の收受印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可
※ 特定非営利活動法人であり法人税の申告を要さない場合は不要
- (7) 当該確定申告書に係る法人税の領収印のある納付書のコピー、及び納税証明書
（その3の3及び法人税の納税地が都外である場合は都の事業税） 1部
- (8) 特定非営利活動法人である場合は、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する
事業報告書等（原則として所轄庁の收受印のある直近2期分） 1部
- (9) 同意書（様式第2号） 1部
- (10) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号） 1部

2 個人事業者

- (1) 信用組合提携ローン借入申込書 1部
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書（取扱金融機関所定のもの） 1部
- (3) 法令等に基づき、取扱金融機関が本人確認を行った際の資料（申込人のもの） 1部
- (4) 税務署の收受印のある確定申告書一式の写し（原則直近1期分） 1部
「青色申告者…第一表、青色申告決算書」
「白色申告書…第一表、収支内訳書」
※ 電子申告の場合は税務署の收受印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可
- (5) 当該確定申告書に係る申告所得税の領収印のある納付書のコピー、及び納税証明書
（その3の2及び申告所得税の納税地が都外である場合は都の事業税） 1部
- (6) 同意書（様式第2号） 1部
- (7) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第3号） 1部

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年8月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により取扱金融機関が保証機関へ保証依頼したもののについては、なお従前の例による。

附 則
この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

融資種別	取扱金融機関		
	名 称	取扱開始日	取扱状況
オリックス株式会社 保証付融資	城北信用金庫	平成 21 年 10 月 26 日	法人・個人事業主
	株式会社東日本銀行	平成 21 年 10 月 30 日	法人・個人事業主
	青梅信用金庫	平成 21 年 11 月 25 日	法人・個人事業主
	第一勧業信用組合	平成 21 年 11 月 27 日	法人・個人事業主
	大東京信用組合	平成 21 年 11 月 30 日	法人
	江東信用組合	平成 21 年 12 月 21 日	法人
	さわやか信用金庫	平成 21 年 12 月 25 日	法人・個人事業主
	昭和信用金庫	平成 22 年 1 月 29 日	法人・個人事業主
	共立信用組合	平成 22 年 1 月 29 日	法人
	小松川信用金庫	平成 22 年 4 月 26 日	法人・個人事業主
	青和信用組合	平成 22 年 5 月 14 日	法人・個人事業主
	西武信用金庫	平成 22 年 6 月 18 日	法人・個人事業主
	東栄信用金庫	平成 24 年 10 月 1 日	法人・個人事業主
	東京信用金庫	平成 25 年 4 月 1 日	法人・個人事業主
	興産信用金庫	平成 25 年 10 月 15 日	法人・個人事業主
	城南信用金庫	平成 26 年 1 月 6 日	法人・個人事業主
	亀有信用金庫	平成 26 年 6 月 2 日	法人・個人事業主
	株式会社きらぼし銀行	平成 28 年 4 月 1 日	法人・個人事業主
	西京信用金庫	平成 28 年 4 月 1 日	法人・個人事業主
	東京東信用金庫	平成 28 年 6 月 13 日	法人・個人事業主
	東京三協信用金庫	平成 28 年 6 月 13 日	法人・個人事業主
	朝日信用金庫	平成 28 年 7 月 1 日	法人・個人事業主
	世田谷信用金庫	平成 29 年 10 月 2 日	法人・個人事業主
足立成和信用金庫	平成 29 年 10 月 2 日	法人・個人事業主	
芝信用金庫	平成 30 年 4 月 2 日	法人・個人事業主	
全国しんくみ保証株式会社 保証付融資	東信用組合	平成 21 年 11 月 20 日	法人・個人事業主
	大東京信用組合	平成 21 年 11 月 30 日	個人事業主
	東京厚生信用組合	平成 21 年 12 月 11 日	法人・個人事業主
	江東信用組合	平成 21 年 12 月 21 日	個人事業主
	あすか信用組合	平成 22 年 1 月 12 日	法人・個人事業主
	共立信用組合	平成 22 年 1 月 29 日	個人事業主
	全東栄信用組合	平成 22 年 6 月 18 日	法人・個人事業主
	文化産業信用組合	平成 22 年 12 月 14 日	法人・個人事業主
	中ノ郷信用組合	平成 23 年 1 月 4 日	法人・個人事業主
	七島信用組合	平成 24 年 4 月 2 日	法人・個人事業主

殿

東京都産業労働局長

東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度に係る
預託金の配分額の通知（年度分）

このことについて下記のとおり通知する。

記

1 預託年月日

年 月 日

2 預託金額

融資種別	預託金額(千円)

様式第2号

年 月 日

同 意 書

御中

債 務 者 氏 名 ⑩
住 所

連帯保証人 氏 名 ⑩
住 所

連帯保証人 氏 名 ⑩
住 所

私及び連帯保証人は貴機関に差し入れた 年 月 日付「金銭消費貸借契約書」又は 年 月 日振出の「約束手形」による借入につき、期限の利益を喪失した場合、貴機関がこの事実を東京都に報告し、貴機関が有する貸出債権及び担保権等を東京都に移転させても異議を述べません。

個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

取扱金融機関 御中
東 京 都 御中

住 所：

氏 名：

㊞

(※法人申込みの場合、代表者兼連帯保証人の住所地・個人名を記載。同人の印鑑を捺印。)

私（契約成立後の契約人、連帯保証人、連帯保証人予定者、その他〔 〕）は、下記の事項について同意いたします。

（個人情報の利用目的）

第1 東京都が、個人情報保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を取得、保有、利用すること。

（業務の内容）

第2 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する金融支援に関する条例に基づき東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（以下「本融資制度」という。）に関すること。

（個人情報の取得・保有・利用）

第3 東京都が以下の情報を保護措置を講じた上で、取得、保有、利用すること。

- (1) 氏名・性別・生年月日・住所・連絡先
- (2) 取扱商品・サービス内容・取引先等経営内容に関する情報
- (3) 預金残高情報
- (4) 融資残高・返済状況等与信取引内容に関する情報
- (5) 与信審査・条件変更審査内容に関する情報
- (6) 借入期間・金利・弁済額・弁済日等本取引に関する情報
- (7) 延滞状況を含む本取引の弁済に関する情報
- (8) 期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等事故発生に関する情報
- (9) 所有資産・与信取引状況等返済能力に関する情報
- (10) その他、本融資制度を円滑に実施するために必要とされる情報

2 東京都が必要と認めた場合、住民票、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票等に基づく、居住地を確認するために必要な情報や、債権の管理上、相続人等を確認するために必要な情報を取得、保有、利用すること。

3 本籍地、犯罪歴、保険医療情報等の業務上知り得た公表されていない情報を、東京都が適切な業務の運営の確保、その他必要と認められる目的のために利用すること。

（利用目的）

第4 東京都が以下の利用目的で利用すること。

- (1) 本融資制度の申込の受付、審査、決定
- (2) 東京都が取扱金融機関又は保証機関に対する損失補助を実施するための調査等
- (3) 東京都が取扱金融機関又は保証機関から債権譲渡を受ける際の手続き
- (4) 債権回収管理業務の履行
- (5) 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- (6) 債権譲渡先が債権管理等にて適切な業務の遂行を実施するに当たり、必要な情報を譲渡先に提供するため。
- (7) その他、本融資制度を円滑に実施するために必要なこと。

(個人情報の第三者への提供等)

第5 東京都が以下の場合に個人情報を第三者へ提供すること。

- (1) 取扱金融機関、保証機関又は再保証機関に対し本融資制度の審査のために東京都が保有する個人情報を提供すること。
- (2) 連帯保証人、物上保証人等に債務残高等の東京都の保有する個人情報を提供すること。
- (3) 東京都が債権譲渡を行う場合、債権譲渡先が債権の管理回収を行うに当たって、債権譲渡前に当該債権の評価分析を行うため、当該債権に関する個人情報を債権譲渡先に必要な範囲で提供すること。
- (4) 東京都個人情報の保護に関する条例第10条第2項の規定に基づき、東京都の保有する個人情報を目的外利用・提供すること。

(契約の不成立)

第6 契約が不成立の場合や、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず、契約の申込み・解約をした事実に関する個人情報が東京都に一定期間保有され、利用されること。

(本同意書の変更)

第7 法令等に定める手続により、本同意書を必要な範囲で変更できること